

平成27年度第2回「大分県食品安全推進県民会議」ご意見等

ご意見等の概要	県の考え方・取組状況等	関係課
【第4次大分県食品安全行動計画について】		
学校給食での地産地消の推進 まるごと実施について、100%大分県のものということであったが、年に1回というのは少ないと思う。年1回の理由を説明して欲しい。(宮崎委員)	目標は年1回であるが、できる市町村は数回実施している。数多くできない問題点は、大規模調理場になればなるほど県産品の調達に困難であること、大分県産のものは、値段が高くなるという2点がある。	教育庁長体育保健課
安全・安心な魚のPR活動について、実施4校は少なすぎではないか。是非実施校を増やして欲しい。一次産業がどういふ感じで生産されているかわかるのでおもしろいと思う。小学校の時にみんなで何か見学に行った記憶は印象的であったりするので、是非回数を増やしていただきたい。授業だとコマ数の関係上難しいと思っているが、育成クラブの方もネタに困っていたりするので、そういうところと呼んでいただいたりすると、子どもも楽しいと思う。(大呂委員)	事業自体は県が補助し、水産養殖協議会で実施している。予算的な限りがあるのと、養殖業者が5、6人仕事を休んでやるということで、回数が増えると厳しい。平成19年からやっているが、毎回違う学校で行っている。	水産振興課
消費者を対象とした講習会の開催について、年2回というのは少ないのではないかと。食の大切さというものは子供たちはもちろん親に対しても行ってほしい。こういう形でもよいが、食育が大事ということを講習してもらえたら良いと思う。(小川委員)	これは、食育部門は含まない一般消費者を対象とした講習会である。放射性物質のことや添加物、残留農薬の問題等について、生産者、消費者、流通業者が集まって意見を交換するといったことを考えている。2回は少ないので増やしていきたい。食育については現在食育人材バンクに80名ぐらいの方が活動されており、年間100回以上の予算を組んでいる。	食品安全・衛生課
学校給食に対する衛生指導の徹底について、120箇所の調理場から420校に提供とのことですが、人的に足りているのか、食物アレルギー対策などされているのか、平成24年には死亡事故が起きている。防ぐことができたのでは。うまく調理場が回っているのかというところをチェックしてもらいたい。安全・安心な給食の提供というものを推進してもらいたい。(小川委員)	18市町村のうち6市町村で民間委託している。民間の方に対しても研修会を行っている。全体の研修会は3回だが、各市町村でも研修会を実施している。アレルギーの対応については、対応できてない調理場もある。できてないところについては、弁当を持参してもらうなど混乱が起きないようにしている。本年度は、学校の管理職等を集めて食物アレルギー研修会を実施した。	教育庁体育保健課
魚の安全安心PR活動と言うところで、我々水産養殖協議会ではやっているつもり。この活動には自分たちの負担が結構多い。県の補助もあるが、負担面や、生徒の人数に制限がある。ちよとずつ学校と県と自分たちとで、できることを少しでもしていきたい。今度、行事内容を皆さんにお示ししたいと思う。(戸高委員)	(ご意見)	
県から予算を出して、子供向けの行事をしようと思うが、親からお金をもらっても良いのではないかと。県が全部負担しなければならないわけではないと思う。1日さいてやっていただいている方にお金を回してもらえたら。親には教育の場なので、若干負担をしようということにならないかと個人的には思う。(大呂委員)	(ご意見)	
農業指導士について、最終的に1958人というようなことであるが、どこにおられるのか。我々生産者が農協とか一般の店舗に行って農薬を買うわけだが、そうしたときに農協であればPCで検索し斡旋してくれるわけだが、指導士なのかどうか分からない。誰がそうなのか生産者にわかると非常にありがたい。(藤野委員)	中途半端な数値目標になっているが、H25の実績1598人ということで、毎年90人程増えて目標が1958人となっている。毎年受けるのは農業大学の生徒が多い。卒業後は当然農業者、法人への就職が多いと思う。農協、農薬販売事業者の方にも取得を進めており、毎年120から130人くらい受け、約100人が合格している。	
ブランド推進課の施策に新農産物認証制度普及というのがあるが、新農産物とはどういうものなのかおたずねしたい。(藤野委員)	環境に優しい農業を進めるということで、e-naおおいの農産物認証制度をすすめていた。農薬、肥料の使用量について5割、10割削減する取り組みである。今回の制度では、e-naおおいよりも一歩進めて、生産履歴の整備、農産物の安全性のチェック・改善(水・土など13項目)、残留農薬の自主検査を必ずやることを定め安全性を高めている。e-naおおいで進めていた減農薬等については、オプションというかたちで取り組めるようにしている。	おおいのブランド推進課
農業指導士のところでよくわからないところがあった。指導を誰かにする人を養成しているのか。(大呂委員)	農業指導士については、農薬の使用者や販売者等を対象に、農薬の適正使用や販売時に必要な基礎的な専門知識を有するものを育成するということを目的としている。	

<p>農薬指導士は薬剤師とかとは違うんですよね。その方が農業をすることを想定して、その人がある程度の知識があるということを目指しているということでしょうか。(大呂委員)</p>	<p>それを含みし、販売店で知識をもって生産者に販売する人や、農協の指導員等もあろうかと思う。</p>	<p>おおいたブランド推進課</p>
<p>農薬指導士について現場の方でも存在がわからないようなのだとすると、数だけ達成してどうするのかということになってしまう。数値目標というところだけではなく、きちんと活動をするのか、規制を守るのかといったことはフォローしていただいたほうがよいのではないかと思う。(大呂委員)</p>	<p>(ご意見)</p>	
<p>農協とかに大量に出荷する農家はよいが、道の駅とか産直の店に出される方が4月以降は農薬の制限が厳しくなっていると思うので、今まで使えていた農薬でも残留農薬がでるのではという話しもされている。ここに書いている農薬指導士がそれを防ぐための一つの手段になるのかなと思って聞いたところである。(藤野委員)</p>	<p>一昨年、直売所に出荷するトマトで残留農薬の事故が起きた。昨年からは農産物安心おおいた直売所取組宣言というのをスタートしている。県下の有人直売所は242箇所ほどあるが、19団体30箇所の直売所が現在取り組んでいただいている。安心おおいた直売所については、農薬指導士の設置というものが設置要件になっている。 まだ農薬指導士を持っていない直売所については、農薬指導士をとっていただいで、直売所に出荷する生産者を指導していただくようにしている。</p>	<p>おおいたブランド推進課</p>
<p>多分農薬というのは、残留農薬という言い方をすると思う。収穫する何ヶ月前にどれくらい薄めた農薬を使ったら大丈夫という基準があると思う。それより濃かったら農薬は農産物に残留する。そういうのを知っているのが農薬指導士である。適切な農薬の使い方を知っているというのが、農薬指導士ではないかと思う。(川野委員)</p>	<p>(ご意見)</p>	
<p>農薬指導士の方がそういう直売所にいるということで、出荷時のチェックや農業者の方に指導をしているということで良いか。(大呂委員)</p>	<p>それでよい。</p>	<p>おおいたブランド推進課</p>
<p>適正表示推進者の育成ということについて詳しく教えていただきたい。(相馬委員)</p>	<p>食品表示は表示方法が難しく、従来食品衛生法、JAS法、健康増進法、景表法など複数にまたがっていた。年1回販売店の方を中心に講習会の開催をして、受けていただいた方を県に登録していただいている。334事業所で492名の方について、食品適正表示推進者という形で登録している。事業所・個人のお名前を県庁HPで公表させていただいているという制度。</p>	<p>食品安全・衛生課</p>

【第食育推進条例について】

<p>食育推進条例については、全国で4例目ということなので、ぜひ先進的な取組をしてほしいと思う。(大呂委員)</p>	<p>(ご意見)</p>	
--	--------------	--